

う保険契約の締結の代理又は媒介（少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）

「第二章 生命保険募集人及び損害保険代理店並びに所属保険会社」を「第二章 保険募集人及び所属保険会社等」に改める。

「第一節 生命保険募集人及び損害保険代理店」を「第一節 保険募集人」に改める。

第二百七十六条中「生命保険募集人及び損害保険代理店」を「特定保険募集人（生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）をいう。以下同じ。）」に改める。

第二百七十七条第一項第三号中「所属保険会社」を「所属保険会社等」に改める。

第二百七十八条第一項中「又は損害保険代理店登録簿」を「損害保険代理店登録簿又は少額短期保険募集人登録簿」に改め、同条第二項中「所属保険会社」を「所属保険会社等」に改める。

第二百八十条第一項各号列記以外の部分中「生命保険募集人又は損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改め、同項第一号中「生命保険募集人又は損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改め、同項第

二号中「生命保険募集人若しくは損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改め、同項第三号から第六号までの規定中「生命保険募集人又は損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改め、同条第二項中「又は損害保険代理店登録簿」を「損害保険代理店登録簿又は少額短期保険募集人登録簿」に、「所属保険会社」を「所属保険会社等」に改め、同条第三項中「生命保険募集人又は損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改める。

第二百八十二条第三項中「所属保険会社」を「所属保険会社等」に改める。

「第二節 所属保険会社」を「第二節 所属保険会社等」に改める。

第二百八十三条の見出し中「所属保険会社」を「所属保険会社等」に改め、同条第一項中「所属保険会社は、生命保険募集人又は損害保険募集人が」を「所属保険会社等は、保険募集人が」に、「につき」を「について」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第二項第一号中「生命保険会社の役員若しくはその使用人である生命保険募集人又は損害保険会社の役員である損害保険募集人」を「所属保険会社等の役員である保険募集人（生命保険会社にあっては、当該役員の使用人である生命保険募集人を含む。）」に、「所属保険会社が」を「所属保険会社等が」に、「につき」を「について」に改め、同項第

二号中「生命保険会社の使用人若しくはその使用人である生命保険募集人又は損害保険会社の使用人である損害保険募集人」を「所属保険会社等の使用人である保険募集人（生命保険会社にあつては、当該使用人の使用人である生命保険募集人を含む。）」に、「所属保険会社が」を「所属保険会社等が」に、「につき」を「について」に改め、同項第三号中「生命保険会社の委託に基づく生命保険募集人若しくはその役員若しくは使用人である生命保険募集人又は損害保険代理店若しくはその役員若しくは使用人である損害保険募集人」を「所属保険会社等の委託に基づく特定保険募集人又はその役員若しくは使用人である保険募集人」に、「所属保険会社が当該生命保険募集人又は損害保険代理店」を「所属保険会社等が当該特定保険募集人」に、「につき」を「について」に改め、同条第三項中「所属保険会社から生命保険募集人又は損害保険募集人」を「所属保険会社等から保険募集人」に改める。

第二百八十四条の見出し中「所属保険会社」を「所属保険会社等」に改め、同条中「生命保険募集人若しくは損害保険代理店」を「特定保険募集人」に、「所属保険会社」を「所属保険会社等」に改める。

第二百八十五条の見出し中「生命保険募集人又は損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改め、同条第一項中「所属保険会社」を「所属保険会社等」に、「生命保険募集人又は損害保険代理店」を「特定保

險募集人」に改め、同条第二項中「所属保険会社」を「所属保険会社等」に改める。

第二百八十九条第一項第七号を次のように改める。

七 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）又は保険募集人（損害保険代理店の使用人については、保険募集を行う者に限る。）

第二百九十一条第八項中「第三百十九条第七号」を「第三百十九条第九号」に改め、同条第九項中「国債」を「国債証券、地方債証券」に改める。

第二百九十四条の見出しを「（顧客に対する説明）」に改め、同条中「生命保険募集人及び損害保険募集人」を「保険募集人」に、「顧客に対して、自己が保険会社の代理人として保険契約を締結するか、又は保険契約の締結を媒介するか」の別を明示しなければならない」を「あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない」に改め、同条に次の各号を加える。

一 所属保険会社等の商号、名称又は氏名

二 自己が所属保険会社等の代理人として保険契約を締結するか、又は保険契約の締結を媒介するかの

別

三 その他内閣府令で定める事項

第三百条第一項中「保険会社、保険会社の役員（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、生命保険募集人、損害保険募集人」を「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人」に改め、同項第二号及び第三号中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改め、同項第八号中「当該保険会社」を「当該保険会社等又は外国保険会社等」に改め、「第百条の三」の下に「（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）」を加え、「当該保険持株会社の子会社（保険会社を除く。）及び」を「及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）」、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに」に改め、同条第二項中「保険会社が」を「保険会社等又は外国保険会社等が」に、「（外国保険会社等の場合にあつては、第百八十七条第三項各号）」を「第百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号」に改める。

第三百一条中「保険会社は」を「保険会社等又は外国保険会社等は」に改める。

第三百一条の二各号列記以外の部分中「保険持株会社」を「保険持株会社等」に、「保険会社を」を

「保険会社等及び外国保険会社等」に、「保険会社が」を「保険会社等若しくは外国保険会社等が」に、「当該保険会社に」を「当該保険会社等若しくは外国保険会社等に」に改め、同条第一号及び第二号中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改める。

第三百二条中「損害保険代理店」の下に、「少額短期保険募集人」を、「又は使用人」の下に「（少額短期保険募集人の役員又は使用人にあつては、特定少額短期保険募集人に限る。）」を加える。

第三百五条及び第三百六条中「生命保険募集人、損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改める。

第三百七条第一項中「生命保険募集人、損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改め、同項第一号中「生命保険募集人若しくは損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改め、同条第二項中「生命保険募集人、損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改める。

第三百八条第一項中「生命保険募集人、損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改め、同条第二項中「生命保険募集人又は損害保険代理店」を「特定保険募集人」に、「所属保険会社」を「所属保険会社等」に改める。

第三百九条第一項中「保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）」を「保険会社

等若しくは外国保険会社等」に改め、同項第六号中「保険会社、生命保険募集人、損害保険代理店」を「保険会社等、外国保険会社等、特定保険募集人」に改め、同条第二項、第五項及び第六項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改め、同条第七項中「生命保険募集人、損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改め、同条第八項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改める。

第三百十一条第一項中「並びに第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合」を削り、「第二百七十一条の十三」の下に「(第二百七十二条の三十四第一項において準用する場合を含む。)」を、「第二百七十一条の二十八」の下に「(第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。)、第二百七十二条の二十三(第百七十九条第二項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三百十一条の二第一項中「保険会社」を「保険会社等」に改め、同項第一号中「又は第二百七十一条の三十第一項若しくは第四項」を「第二百七十一条の三十第一項若しくは第四項(第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。)」又は第二百七十二条の二十六第一項」に改め、同項第三号中「又は第二百三十二条」を「第二百三十二条、第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の

二十七」に、「又は第二百十九条第一項の免許」を「若しくは第二百十九条第一項の免許又は第二百七十二条第一項の登録」に改める。

第三百十一条の三第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「免許」の下に「又は第二百七十二条第一項の規定による登録」を加え、同項第二号中「第三百十九条第一項」の下に「(第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。)」を、「第四百十二条」の下に「(第二百七十二条の三十一第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は第二百七十一条の三十一第一項から第三項までの規定による認可」を、「第二百七十一条の三十一第一項から第三項まで、第二百七十二条の三十一第一項若しくは第二項ただし書又は第二百七十二条の三十五第一項若しくは第三項ただし書の規定による認可又は承認」に改め、同項第三号中「第二百七十一条の十四」及び「第二百七十一条の十六第一項」の下に「(第二百七十二条の三十四第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「若しくは第四項」の下に「(これらの規定を第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。)」を、第二百七十二条の二十五第一項、第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二項、第二百七十二条の三十一第四項又は第二百七十二条の三十五第五項を加え、同項第四号中「又は」を「若しくは」

に改め、「取消し」の下に「又は第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定による第二百七十二条第一項の登録の取消し」を加え、同項第五号中「又は第二百七十一条の三十第一項の規定による第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可の取消し」を、「第二百七十一条の三十第一項の規定による第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可の取消し、第二百七十二条の三十四第一項において準用する第二百七十一条の十六第一項の規定による第二百七十二条の三十一第一項若しくは第二項ただし書の承認の取消し又は第二百七十二条の四十第二項において準用する第二百七十一条の三十第一項の規定による第二百七十二条の三十五第一項若しくは第三項ただし書の承認の取消し」に改め、同条第二項中「第一号」の下に「及び第四号」を加え、同項に次の一号を加える。

四 第二百七十二条の二十一第一項（第六号に係る部分に限る。）

第三百十一条の四第二項中「保険会社」を「保険会社等」に改め、「保険持株会社」の下に「少額短期保険主要株主、少額短期保険持株会社」を加える。

第三百十五条を次のように改める。

第三百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処

し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣の免許を受けずに保険業を行つた者

二 第七条の二（第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に保険業を行
わせた者

三 不正の手段により第二百七十二条第一項の登録を受けた者

四 第二百七十二条の九の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行わせた者

第三百十五條の二に次の三号を加える。

四 第二百七十二條の三十五第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けずに、同項各号に掲げる
取引若しくは行為により少額短期保険業者を子会社とする持株会社になったとき、又は少額短期保険
業者を子会社とする持株会社を設立したとき。

五 第二百七十二條の三十五第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて少額短期保険
業者を子会社とする持株会社であつたとき。

六 第二百七十二條の三十五第五項の規定による命令に違反して少額短期保険業者を子会社とする持株

会社であつたとき、又は第二百七十二条の四十第二項において準用する第二百七十一条の三十第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて少額短期保険業者を子会社とする持株会社であつたとき。

第三百十六条第二号中「又は第二百七十一条の三十第一項若しくは第四項」を「第二百七十一条の三十第一項若しくは第四項（第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）又は第二百七十二条の二十六第一項」に改め、同条第六号中「又は第二百二十三条第五項」を「第二百二十三条第五項又は第二百七十二条の五第五項」に改める。

第三百十七条第一号中「第百十条」を「第百十条第一項」に、「第百九十五条又は第二百七十一条の二十四」を「若しくは第二項（第二百七十二条の十六第三項において準用する場合を含む。）、第百九十五条、第二百七十一条の二十四第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）又は第二百七十二条の十六第一項若しくは第二項」に改め、同条第一号の二中「第百九十九条」の下に「及び第二百七十二条の十七」を、「第二項」の下に「（第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）」を、「第二百七十一条の二十五第一項」の下に「（第二百七十二条の四十第一項において準用す

る場合を含む。）」を加え、同条第二号中「(第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「第二百二十六条」を「第二百二十六条第一項若しくは第二項」に、「又は第二百七十一条の二十七第一項」を「(第二百七十二条の三十四第一項において準用する場合を含む。)、第二百七十一条の二十七第一項(第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。))又は第二百七十二条の二十二第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「(第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「第二百二十七条」を「第二百二十七条第一項若しくは第二項」に、「若しくは第二百七十一条の二十八第一項若しくは第二項」を「(第二百七十二条の三十四第一項において準用する場合を含む。)、第二百七十一条の二十八第一項若しくは第二項(第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。))若しくは第二百七十二条の二十三第一項若しくは第二項」に改め、同条第五号中「第二百二十八条第一項」の下に「若しくは第二百七十二条の二十二第一項」を加え、「第二百二十六条」を「第二百二十六条第一項」に改め、同条第六号中「第二百七十九条第二項において準用する第二百二十九条第一項」の下に「若しくは第二百七十二条の二十三第一項」を加え、「第二百二十七条、第二百七十一条第三項において準用する第二百二十九条第一項、第二百七十一条第三項において

準用する第二百一条第一項若しくは第二百七十一条第三項において準用する第二百二十七条」を「第二百二十七条第一項又は第二百七十一条第三項において準用する第二百二十九条第一項、第二百一条第一項、第二百二十七条第一項若しくは第二百七十二条の二十三第一項」に改め、同条第七号中「第二百七十一条の三十第一項」の下に「(第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第八号中「又は」を「若しくは」に改め、「認可」の下に「又は第二百七十二条の三十五第一項若しくは第三項ただし書の規定による承認」を加える。

第三百十七条の二第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第二百七十二条の二第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
第三百十九条第七号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 第二百七十二条の三十六第一項の承認申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
八 第二百七十二条の五第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかった者

第三百二十二条第一項中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第三百三十条第一項第一号中「第六十八条第一項」を「第六十八条第一項若しくは第二項」に改め、同

項第三号中「千名以上の社員」の下に「(特定相互会社にあつては、第三十八条第一項、第三十九条第一項又は第五十条第一項に規定する政令で定める数以上の社員)」を加える。

第三百三十一条第一項及び第三項中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第三百三十三条第一項各号列記以外の部分中「保険会社の発起人」を「保険会社等の発起人」に改め、

「第四百四十四条第一項」の下に「(第二百七十二条の三十第二項において準用する場合を含む。)」を加え、

「若しくは免許特定法人と第二百二十三条第三項の契約を締結した者」を「免許特定法人と第二百二十三条第三項の契約を締結した者若しくは少額短期保険業者と第二百七十二条の五第三項の契約を締結した者」に改め、

「第五十四号」の下に「及び第五十九号」を、
「及び第五十九号」の下に「若しくは少額短期保険主要株主」を、
「(保険主要株主」、
「が保険主要株主」、
「当該保険主要株主」及び「を含み、保険主要株主」の下に「又は少額短期保険主要株主」を、
「特定主要株主」の下に「若しくは特定少額短期主要株主」を、
「(特定主要株主」の下に「又は特定少額短期主要株主」を加え、
「保険会社の主要株主基準値」を「保険会社等の主要株主基準値」に改め、
「当該特定主要株主」及び「を含み、特定主要株主」の下に「又は特定少額短期主要株主」を、
「保険持株会社」の下に「若しくは少額

短期保険持株会社」を、「（保険持株会社」、「が保険持株会社」及び「当該保険持株会社」の下に「又は少額短期保険持株会社」を、「又は特定持株会社」の下に「若しくは特定少額短期持株会社」を加え、「特定持株会社が保険会社」を「特定持株会社又は特定少額短期持株会社が保険会社等」に改め、「当該特定持株会社」の下に「又は特定少額短期持株会社」を加え、同項第一号の二中「又は第百九十二条第三項」を、「第百九十二条第三項又は第二百七十二条の十第一項」に改め、同項第五号中「又は第百九十二条第二項若しくは第百十五条（これらの規定を第百九十九条において準用する場合を含む。）」を、「第百九十二条第二項（第百九十九条において準用する場合を含む。）又は第百十五条（第百九十九条及び第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）」に改め、同項第十六号中「定めた取締役、」を「定めた取締役若しくは監査役又は」に、「執行役又は監査役」を「若しくは執行役」に改め、同項第二十四号中「とき」の下に「又は第二百七十二条の十一第二項の規定に違反して、承認を受けないで同項ただし書に規定する業務を行ったとき」を加え、同項第二十六号中「又は第二百七十一条の二十一第一項」を「第二百七十一条の二十一第一項、第二百七十二条の十一第二項又は第二百七十二条の三十八第一項」に改め、同項第二十六号の二中「とき」の下に「又は第二百七十二条の十四第一項の規定に違反して同

項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社以外の会社を子会社としたとき」を加え、同項第二十六号の三中「又は」を「若しくは」に改め、「該当する子会社としたとき」の下に「又は第二百七十二條の十四第二項の規定による内閣総理大臣の承認を受けないで同項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社を子会社としたとき」を加え、同項第二十七号及び第二十九号中「第百九十九條」の下に「及び第二百七十二條の十八」を加え、同項第三十号中「第百九十九條」の下に「及び第二百七十二條の十八」を加え、「若しくは第二百五十八條第一項」を「第二百五十八條第一項若しくは第二百七十二條の五第四項」に、「若しくは第二百四十一條第一項」を「第二百四十一條第一項若しくは第二百七十二條の二十五第一項」に改め、同項第三十三号中「含む。」の下に「又は第二百七十二條の二十四第四項」を加え、同項第三十四号中「又は第二百七十一條の三十二第一項若しくは第二項」を「第二百七十一條の三十二第一項若しくは第二項、第二百七十二條の二十一第一項又は第二百七十二條の四十二第一項若しくは第二項」に改め、同項第三十五号中「第二百七十一條の十四」及び「第二百七十一條の十六第一項」の下に「(第二百七十二條の三十四第一項において準用する場合を含む。)」を、「第二百七十一條の二十九」の下に「(第二百七十二條の四十第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第三十六号

中「又は第二百二十九条」を「第二百二十九条又は第二百七十二条の二十四第一項若しくは第二項」に改め、同項第三十七号及び第三十八号中「及び第二百七十条の四第九項」を「第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九」に改め、同項第五十三号中「又は第二百七十一条の十八第二項若しくは第四項」を「第二百七十一条の十八第二項若しくは第四項、第二百七十二条の三十一第三項又は第二百七十二条の三十五第二項若しくは第四項」に改め、同項第五十八号を同項第六十三号とし、同項第五十七号の次に次の五号を加える。

五十八 第二百七十二条の十九第一項若しくは第二項の規定による届出若しくは提出をせず、又は第二百七十二条の二十第一項に規定する期間（同条第二項又は第三項の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間）内に第二百七十二条の十九第一項に規定する書類に定めた事項を変更したとき。

五十九 第二百七十二条の三十一第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつたとき、又は少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を

設立したとき。

六十 第二百七十二条の三十一第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。

六十一 第二百七十二条の三十一第四項の規定による命令に違反して少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は第二百七十二条の三十四第一項において準用する第二百七十一条の十六第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。

六十二 第二百七十二条の三十九第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けないで、同項各号に掲げる会社以外の会社を子会社としたとき。

第三百三十五条に次の三号を加える。

三 第二百七十二条の八第一項の規定に違反した者

四 第二百七十二条の八第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五 第二百七十二条の三十二第一項の承認申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
附則第一条の二の三中「第百七十四条第九項」を「第二百六十五条の二十八第二項第三号」に改める。

附則第一条の二の十三の見出しを「（特定会員又は特別会員に係る資金援助等に係る政府の補助）」に
改め、同条第一項中「及び次条において」を「次条及び附則第一条の二の十五において」に、「次条第一項」を「附則第一条の二の十五第一項」に改め、同条第二項中「次条第二項」を「附則第一条の二の十五第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

附則第一条の二の十四第一項中「前条第一項」を「附則第一条の二の十三第一項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「附則第一条の二の十三第二項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、特例会員に係る特定業務により生じた利益金として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、前条第一項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国

庫に納付しなければならない。

附則第一条の二の十四を附則第一条の二の十五とし、附則第一条の二の十三の次に次の一条を加える。

（特例会員に係る資金援助等に係る政府の補助）

第一条の二の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員（平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合（政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機構が当該費用を借入れにより賄うとした場合の当該借入れの額として政令で定める額を加えた額が当該生命保険契約者保護機構の長期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。）には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、